

2014年6月24日

No.208

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

総務委員会は6月12日に「放送法等の一部改正案」に関する参考人質疑を行いました。**又市議員**は、①早稲田大学教授の長谷部恭男さんに、放送とネットの関係が密接になる中、公共放送としてのNHKの役割について、②大阪大学教授の鈴木秀美さんに、鈴木さんがドイツに見習って政治が公共放送に介入しにくくなるようにするべきだと新聞のインタビューに言及した、その具体的な中身について、それぞれ質問を行いました。

法案審査は、6月17、19日で行われました。**又市議員**は、19日に以下のことを中心に質疑を行いました。

放送事業者経営基盤強化計画と、放送の多様性・地域性の確保について

又市議員は、ラジオ局が経営基盤強化計画を総務省に提出し、認定を受けると同じ番組を他地域でも放送できるようになるとの特例が認められることを取り上げ、認定基準や、同一番組を他地域で放送するのではラジオの生命線とも言える地域性が確保できないのではないか、また計画に盛り込むことが求められている地域性確保措置の内容等について政府の見解を質しました。

これに対し**情報流通行政局長**が、認定基準については今後、一定のガイドラインを設ける予定であると答弁しました。地域性確保措置について**新藤大臣**は、災害時の地域ごとの情報提供、各地域での放送設備の確保、放送番組審議機関メンバーの地域的バランスを確保することを求めていくと答弁しました。

認定放送持株会社の規制緩和で放送の多様性・地域性は確保できるのか



次に**又市議員**は、認定放送持株会社が傘下に収めることができるテレビ会社等の株式の割合を、50%以上から30%以上へと緩和する改正案にふれ、その目的、系列化が進むことによる弊害を除去するための方法について政府の見解を質しました。

情報流通行政局長は、規制緩和の目的は経済が低迷する中、地方局の株主が株を手放したがっており、そのニーズに応えるものであること、傘下に入った会社に地域向け番組の自主制作努力義務を課しており、放送の多元性・多様性等は損なわれないと答弁しました。

NHK監査委員会は、その役割をしっかりと果たすべきだ

最後に**又市議員**は、先般のNHK理事の人事案件が従来の情報開示に関する慣例を破って決定された問題について、上田NHK監査委員の見解を求めました。

上田監査委員は、今回の決定経過が放送法施行規則に違反するものではないが、これまでの慣例とは異なる取扱いが行われている、経営委員会は今後改善を凶ると言っているので、監査委員会としては注視していきたいと答弁しました。

又市議員は、会長に対し人事政策では職員の信頼を勝ち取ることはできないと忠告しました。そして12日の参考人質疑での鈴木参考人の「現場の自律、放送人の内部的自由を対外的な圧力から守っていく」のが会長の任務であるとの発言を紹介し、榊井会長の猛省を求めました。